

福島事故後の現存被ばく状況の防護における課題

指定発言：吉田浩子

- 参考レベルは実際にはアクションレベルとして使用されている
ある条件での一例としての値が、“わかりやすい”数値として独り歩きし
特定の意味をもつようになった
0.23 $\mu\text{Sv/h}$ （危険と安全の境）、3.8 $\mu\text{Sv/h}$ （解除、帰還の境）
- 時間の経過とともに状況は変化：様々な政策や基準、対応の当初の目的に照らした見直し。妥当性の検証（最適化のプロセス）は十分に行われているのか。
避難指示区域の範囲、除染の方法、食品に関する基準値など
- 現存被ばく状況はいつまで？参考レベルの適用はいつまで？
委員会は、事故の初期、中期、**長期**の各段階での防護措置の実施を導くために参考レベルを使用することを勧告する。(Publ 146)

福島事故後の現存被ばく状況の防護における課題

- ・ 参考レベルの適用は、国際的に合意され、ICRPによって勧告されている。しかし、線量限度がなぜ計画被ばく状況にのみ使用され、参考レベルは年実効線量1mSvよりも大きな数値となるのか。への疑問にきちんと対応しているか。
- ・ 線量限度と参考レベルの意味合いの違いを理解できても、参考レベル、自分自身及び家族への被ばくを「許容できない」とする住民も多い。
- ・ 「汚染地域内において居住し、もしくは労働することは現存被ばく状況とみなされる。」
平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所での作業では（除染等業務従事者など）外部被ばく線量測定及び内部被ばく線量測定が必要
5年間につき実効線量 100mSv、かつ、1年間につき実効線量 50mSv
「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」